

農地中間管理事業に関する意見（評価書）

農地中間管理事業評価委員会は、同事業規程第20条第2項にもとづき審議した結果、以下のとおり評価する。

1 事業の適正かつ円滑な実施に関する評価

1) 農地の貸借状況に関する意見・評価

農地の借受面積261.4ha及び貸付面積259.3haについて、3月末時点で前年度実績に対しそれぞれ105%、110%と上回っており、農地中間管理事業を取り組み始めた平成26年度以降、過去最高の実績を達成することができた。しかしながら、令和3年度の目標である270haにはわずかに到達できていないため、引き続き目標達成に向け農地の流動化に取り組んでいただきたい。和歌山県に多い果樹栽培では、5ha以上の大規模経営がほとんどなく、2～3ha程度の規模が限度となる経営体が多いため、目標達成のためには、関係機関と連携し新たな担い手や法人の育成にも併せて取り組む必要がある。

また、農地中間管理事業の推進を助ける取組として令和2年度より始まった和歌山版遊休農地リフォーム化支援事業については、事業の周知が図られたことにより前年度の2.6倍にあたる12.7haと大幅な伸びとなったことは評価できる。令和4年度以降は、遊休農地の草刈りや樹木の伐採に加え、傾斜の緩和やモノレールの延長など園地条件を改善できる事業内容を追加した「和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業」を活用し、果樹を主体にした本県農業の特性を踏まえ、作業性および生産性が高い優良農地を中心に担い手への流動化がさらに促進されることを期待する。

2) PR活動の取組に関する意見・評価

事業を適正かつ円滑に実施するうえでPR活動はきわめて重要な取組である。

令和3年度は、新型コロナウイルスによる影響のため、従来実施している農地相談会等の農家への直接的な事業周知によるPRの実施ができなかった点は残念であるが、例年実施している年末年始等でのテレビやラジオでのマスメディアを活用したPRが徐々に浸透してきており、その効果が実績の伸びにつながっていると考えられる。

次年度以降も貸借実績の増加につなげるため、より効果のあるPR手法を検討いただきたい。

2 事業の効率的かつ効果的な実施に関する評価

本県においては、地域段階に農業協同組合、市町、農業委員会、県振興局等で構成される農地活用協議会が設置され、農業公社（農地中間管理機構）と一体となった和歌山版農地流動化対策が展開されている。このような業務推進体制は、本県の独自性・地域性を発揮するうえで妥当である。

一方、貸借面積の増加に伴い、機構職員のマッチング等の対応や事務量が増えていることから、農地活用協議会との連携を一層強めるとともに、各地域の農業委員や農地利用最適化推進委員との協働により、強固な体制を整えていただきたい。

また、人・農地プランの推進により担い手への農地集約化が加速することが期待されることから、市町・農業委員会との連携をより強固にすることで、農地の集積・集約化を進めていただきたい。

3 今後の取組に関する評価（意見）

新たな目標達成に向け、農業者へのPR活動、農地の掘り起こし、重点地域の設定、人・農地プランの実質化などに取り組み、引き続き農地中間管理事業の推進を図ることが必要である。

特に、人・農地プランの推進については、国において法定化に向け検討されているように、農地の集約化と地域の中心経営体となる人材の確保・育成の取組がますます重要となっているところであり、県や市町村、農業委員会等と連携し取り組まれない。

また、遊休農地リフォーム加速化事業については、多くの要望があがっているため確実な実施につとめ、遊休農地の解消と優良農地の確保につなげていただきたい。

さらに、農業者等へのPRは中間管理事業を周知する上で重要な取組である。より効果的なPR手法を検討し、事業PRに取り組んでいただきたい。

これらの取り組みを着実に進めることにより、農地の流動化につながることを期待する。

以上、事業の適正かつ円滑な実施、事業の効率的かつ効果的な実施、およびそれらに付随する事項という観点から審議・評価した結果、令和3年度事業については適切であると評価する。